

別表(第3条関係)

・コンクリートブロック塀(コンクリートブロック造りの塀及び門柱)

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さは、2.2m以下である。	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm(高さ2m以下の塀であれば10cm)以上である。	
3	鉄筋の有無	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が配置されている。	
4	鉄筋の有無	壁内には、9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置されている。	
5	控壁(塀高さ1.2m以下は判定不要)	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けている。	
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎及び壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している(ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。)	
7	基礎(塀高さ1.2m以下は判定不要)	基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは、30cm以上である。	
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化がない。	